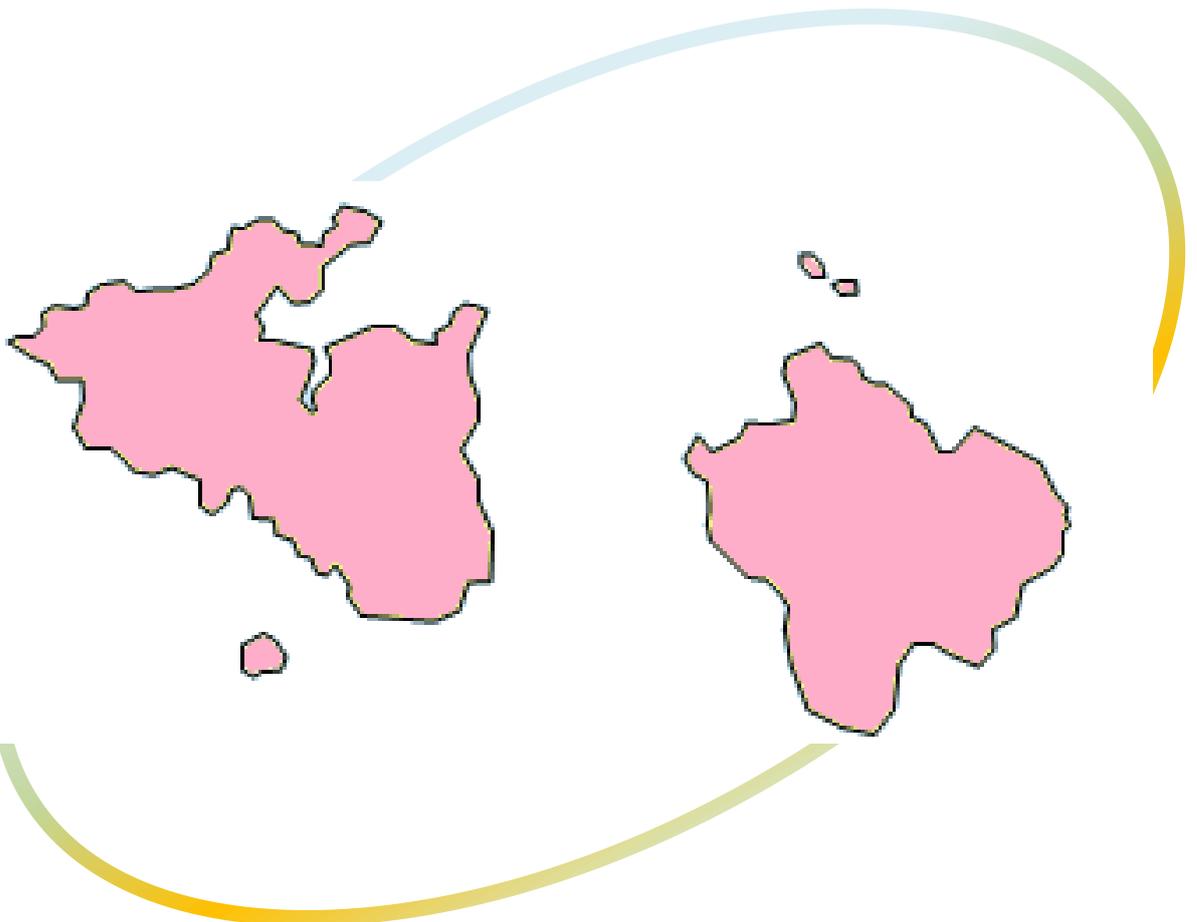


令和7年度

姫路市立家島小学校  
いじめ防止基本方針



## 姫路市立家島小学校いじめ防止基本方針

### 1 いじめの防止に関する基本的な考え方

#### 【いじめの定義】

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。」

いじめ防止対策推進法 第二条

すべての教職員が「いじめはどの児童にも、どの学校でも、どの学級においても起こりうる、だれもが加害者にも被害者にもなりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が楽しく心豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために「姫路市立家島小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

### 2 いじめに対する本校教職員の基本認識

本校の全教職員は、

- ・ いじめは人権侵害であり、人として絶対に許されないという認識にもとづき、
- ・ いじめの問題に対しては被害者の立場に立ち、
- ・ けんかやふざけあいであっても、児童の感じる被害性に着目し、
- ・ いじめの問題は学校や教職員の在り方が問われている問題であり、
- ・ 家庭教育の在り方に大きな関わりを持つので、
- ・ 学校、家庭、地域社会等関係者が一体となって取り組むべき課題であるとの基本認識を持ち、いじめの問題を学級担任だけが抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応し、全ての教職員で取り組む。

### 3 いじめ防止のための組織

#### (1) 学校いじめ対策組織の設置

学校長、教頭、主幹教諭、生活指導担当、養護教諭等、対象児童関係者（担任、専科、元担任等）で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察等と連携する。

#### (2) 校内いじめ対応委員会の役割

ア 本校におけるいじめ防止等の取組を実施するとともに、学校評価アンケート等で検証を行い、改善策を検討する。また、本方針の点検・見直しを定期的に行う。

イ いじめの問題に関する本校教職員の理解と実践力を高めるための研修を計画的に行う。

ウ 児童、保護者へのいじめ防止の啓発等を行う。

エ いじめ事案への対応を行う。

(1) いじめがあった場合、又はいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、当該担任等を加え、事実関係を正確に把握し、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。

(2) 事案への対応は、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。必要に応じて関係機関と連携して対応する。

(3) 事案が解消したと判断した場合も、関係児童の様子を見守り、継続的な支援を行う。

4 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 発達支持的指導を重視し、児童が自ら成長・発達することを支え、自己肯定感や自己有用感を育む。
- イ 児童同士の関わりを大切に、互に認め合い、共に成長していく学級づくりを進めることで、「いじめは絶対に許されることではない」との雰囲気为学校全体に醸成する。
- ウ スクールカウンセラーと連携し、SST を定期的に行うことで、円滑な人間関係を築けるようにする。
- エ 教育活動全体を通して、特に道徳教育・人権教育や学校行事の充実を図るとともに、読書活動・体験活動を推進し、命の尊さや相手の気持ちを共感的に理解できる心の醸成を図る。
- オ 情報モラル教育を推進し、児童がインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、児童及び保護者に啓発し、ネットいじめの加害者や被害者にならないように指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 休み時間や放課後の児童の様子に目を配る等、日々、児童観察を行うことにより、いじめの早期発見に努める。
- イ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、いじめの実態把握に取り組む。記入しやすいアンケート形態を心がけるとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすいような、教師と児童との温かい人間関係づくりに努める。
- ウ 外部の相談機関を紹介したりスクールカウンセラーの利用について広く周知させたりして、児童及び保護者がいじめに関して相談しやすい環境を整える。

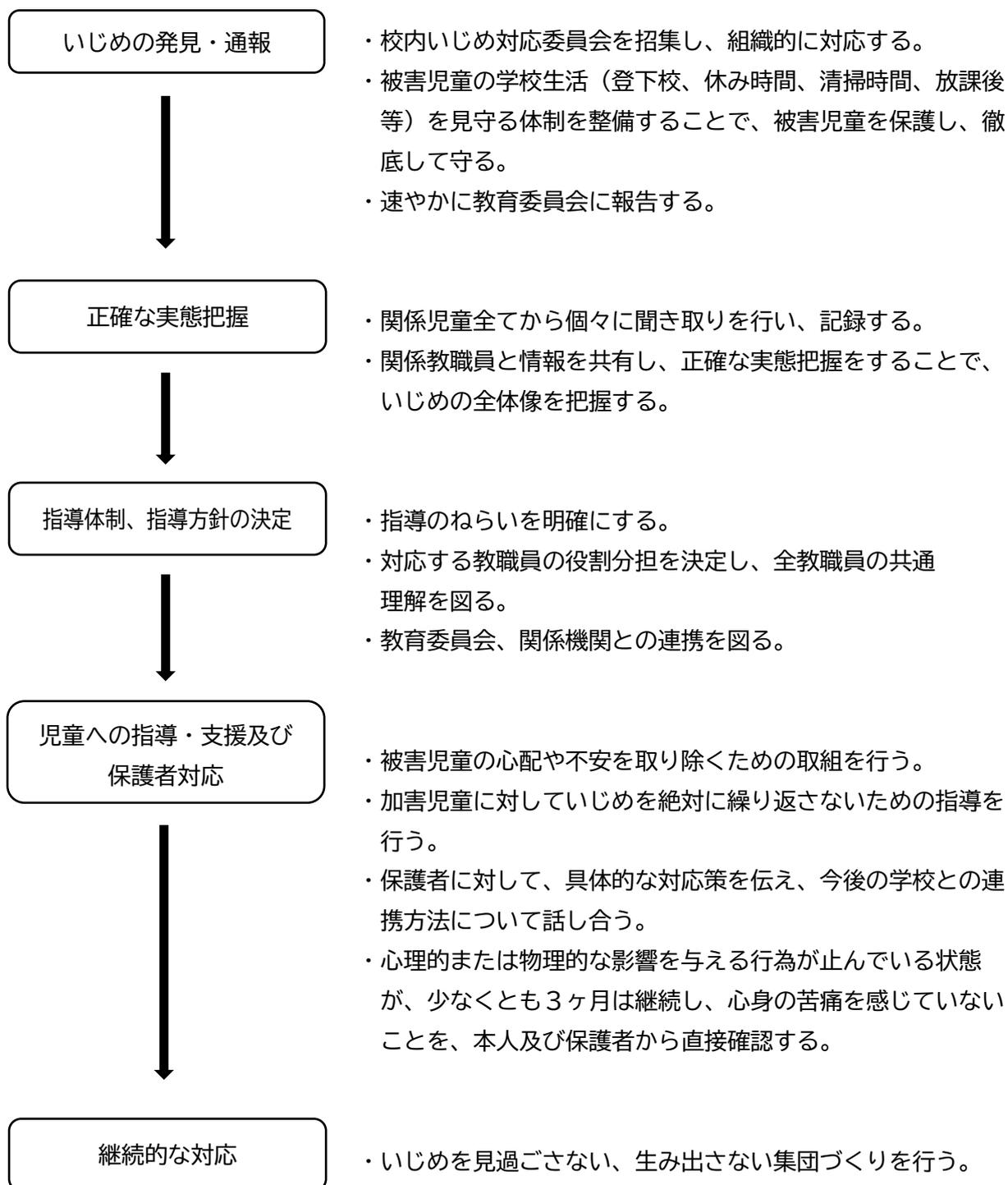
(3) いじめの未然防止・早期発見・早期対応の年間計画

	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組	地域連携	
4月	職員会議（基本方針提案） 生活指導委員会	学級ルールづくり 歓迎遠足・1年生を迎える会 運動会練習	SC・SSWの 周知	家庭訪問 学級懇談会	
5月	生活指導委員会	幼小中合同運動会	た て わ り 班 活 動 ・ 集 会 活 動	愛護育成会	
6月	生活指導委員会	オープンスクール		アンケート	学校評議員会
7月	生活指導委員会（取組評価） カウンセリングマインド研修	ネットモラル教室 夏季休業日にむけての指導		教育相談	個別懇談会 保護者向け啓発
8月	職員研修	家島うみの時間			
9月	生活指導委員会	家島うみの時間			
10月	生活指導委員会	音楽会練習			
11月	生活指導委員会	ふれあい音楽会		アンケート	
12月	生活指導委員会（取組評価）	冬季休業日にむけての指導		教育相談	愛護育成会 個別懇談会 保護者向け啓発
1月	生活指導委員会	オープンスクール			
2月	生活指導委員会			アンケート	
3月	生活指導委員会 （取組評価・次年度計画）	6年生を送る会 春季休業日にむけての指導	教育相談 中学校への引継	愛護育成会 保護者向け啓発	

SC  
連  
携  
・  
情  
報  
共  
有

#### (4) いじめに対する措置

いじめを発見した時は、以下のように対応する。



※ インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、必要に応じて警察や法務局等の関係機関と連携して対応する。

## 5 重大事態への対応

### (1) 重大事態の意味

ア いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

心身又は財産に重大な被害とは

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

相当の期間学校を欠席するとは

- ・ 年間 30 日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校又は教育委員会の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

※ なお、重大事態への対処にあたっては、いじめを受けた児童生徒やその保護者からの申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。なお、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、早期支援を行うため、必要に応じて事実関係の確認を行う。また、申立てに係るいじめが起り得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施し、適切かつ真摯に対応することとする。

### (2) 重大事態が生じた場合は、

ア 「校内いじめ対応委員会」に、事案に応じて適切な専門家を加えて開催し、調査の公平性・中立性を確保する。

イ 調査を始める前に対象児童生徒・保護者への事前説明を行う。これにより調査についての認識のすり合わせや共通理解を図ることが円滑に調査を進めることにつながる。

※ 事前説明は速やかに説明・確認する事項と調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項があり、2段階に分けて行うことが望ましい。

ウ 関係児童生徒・保護者への説明も行う必要がある。

エ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を調査する。その際は、詳細な事実関係の確認、実効性のある再発防止策の検討等の視点が重要であること、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかであり、学校だけでは対応しきれない場合は直ちに警察への援助を求め、連携して対応することが必要である。

オ 調査結果については、個人情報には十分に配慮した上で、被害児童、保護者に対して適切に情報提供を行うとともに、教育委員会に報告する。

カ 教育委員会が主体となる場合は、「姫路市いじめ問題調査委員会」が、教育委員会の諮問に基づき調査を行う。

キ 調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討し、実施する。

### (3) いじめ重大事態対応組織

校内のいじめ対応に当たって平時から実効的な役割を果たし、重大事態が発生した際も、学校は設置者と連携して対応をとる。

A班 当該学年の対応（当該学年担任・関係専科）

児童・保護者への対応

B班 学校組織全体への対応（教頭・生活指導担当・教務・他学年担任・事務・関係職員）

学校再開準備、保護者会の開催、情報集約、報道窓口、PTA・警察・市教委との連携等

C班 学校全体のケア対応（養護教諭・保健担当、教育相談担当）

リスクの高い児童の把握、保健室の整備等

## 6 その他

- (1) いじめ防止に関わる校内研修を計画し、いじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 職員会議では、生徒指導に関する情報交換を行うとともに、特にいじめに関する情報についてはきめ細かく情報交換を行うことで、全教職員が情報を共有する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- (4) 「家島小学校いじめ防止基本方針」は、ホームページに掲載し保護者・地域住民等に広報する。